

愛西市立勝幡小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

〈 基本理念 〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

〈 いじめの禁止 〉

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

〈 学校及び職員の責務 〉

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ・ 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 児童対象「学校生活アンケート」調査

………… 6月下旬・9月上旬・12月・1月下旬

② 「学校生活アンケート」を基にした児童との面談 …… 7月・12月・2月

③ Q-U調査 …… 5月下旬・10月下旬

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネット・SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネット・SNS等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットSNS等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

活 動

① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、児童との面談等）

② いじめ防止に関すること。

③ いじめ事案に対する対応に関すること。

④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める

こと。

開 催

年3回に加え、月1回を情報交換会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間の保護措置等を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛西市教育委員会及び津島警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、愛西市教育委員会に速やかに報告する。

イ 愛西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 調査結果をふまえた必要かつ有効な措置をとる。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせずいじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。